

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第3号 令和2年12月25日発行



盛岡地域市民後見人養成講座が修了しました

市民後見人養成講座が11月26日(木)をもって修了し、盛岡市保健福祉部長寿社会課長から27名に修了証書が授与されました。

9月24日(木)に開講し、全9日間、2か月にわたり行われた講座では、成年後見制度の理念や市民後見人の役割、対人援助の基礎、財産法・家族法の基礎、施設見学など、受講者の皆さんには、市民後見人としての必要な知識等を修得していただきました。

最終日には、市民後見人の活動事例を含む3事例の報告をもとに、グループワークを行いました。成年後見制度を必要とする人が適切な時期に相談・支援へ結びつくために必要なことや本人の権利を守るために何が必要かなど、活発に考えを述べあい、交流を深めました。

養成講座に参加された皆様、司法・福祉・医療現場の最前線で活躍されておられる講師の方々、また研修の趣旨にご理解いただき施設見学を受けていただいた福祉施設、「市民後見人の会」など、多くの関係者や関係機関の皆様を支えられ講座を開催できたことに事務局一同、心より感謝申し上げます。



修了式に出席した関係機関の皆様からは、受講者の方々の今後の活躍に大きな期待が寄せられました。

【修了式に出席いただいた皆様～敬称略～】

- ・盛岡市長寿社会課長
- ・盛岡市・滝沢市・雫石町の各担当者
- ・市民後見人の会会長
- ・成年後見センターもりおか理事長

最終日のグループワークの様子



講座の最終日は、5つのグループに分かれ、事例検討を行いました。講師から示された事例に対して、各グループでは熱心な話し合いが行われました。

受講者の皆さんには、グループワークを通じて、制度について一層の理解を深めていただくとともに、協働して課題解決することの重要性や相手の話をよく聞く傾聴の姿勢など、後見活動の実際についての見識を深める機会になったと思われます。

市民後見人養成講座を受講して

～養成講座受講者アンケートから抜粋～

1. 講座を申込んだきっかけ

- | | |
|----------------|-----|
| ①市民後見人として活動を希望 | 14% |
| ②社会貢献のため | 27% |
| ③制度に興味関心がある | 36% |
| ④身近な人が制度を利用中 | 18% |
| ⑤その他 | 5% |

2. 市民後見人として受任する意思(現時点)

- | | |
|------------|-----|
| ①是非受任したい | 7% |
| ②できれば受任したい | 43% |
| ③判断できない | 33% |
| ④受任しない等 | 17% |

3. 感想等

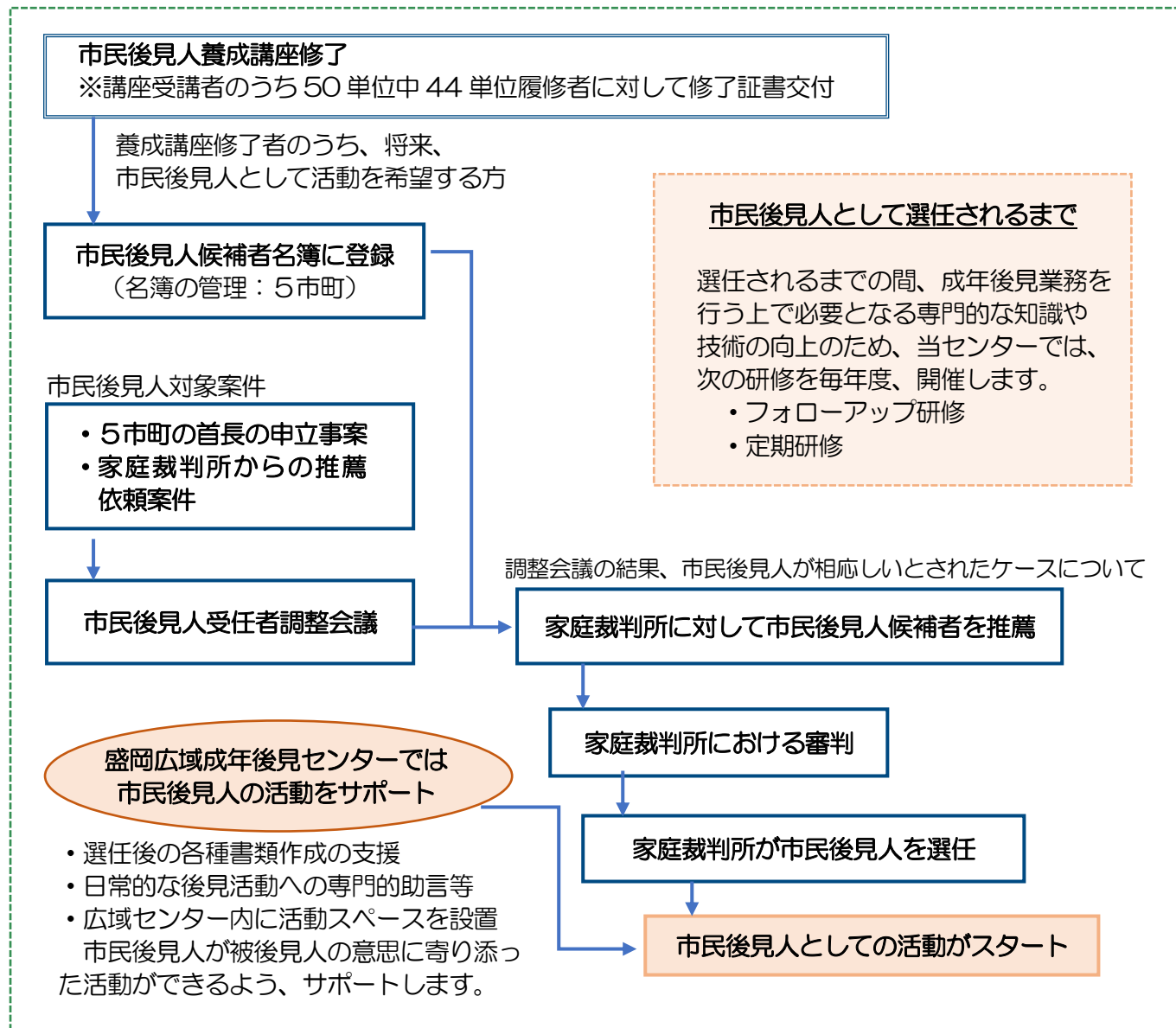
- ・成年後見制度の経緯、仕組み等が理解できた。
- ・以前から関心があったが今回、職場の理解を得て受講することができた。
- ・長い研修だったが無事終了できてよかった。
- ・研修を契機に社会貢献に取り組んでいきたい。
- ・施設実習では、利用者さんと接することができず残念だった。

開催時期や会場設定等についても貴重なご意見を頂戴しました。ありがとうございました。

市民後見人として選任されるまで

令和2年度の市民後見人養成講座を受講された半数の方が、将来、市民後見人として活動する意思を持っていることがわかりました。高齢化が進み、成年後見制度の利用が必要な方が増えていく中、市民後見人の必要性は、一層、高まっています。

ここでは、市民後見人養成講座を修了後、実際に市民後見人として選任され、活動するまでのプロセスを紹介します。



【参考】市民後見人の選任状況

この1年で盛岡家庭裁判所から7名の方が市民後見人として選任されました。
(令和2年12月25日現在)

整理番号	審判日	類型	審判内容
第1号	令和元年12月19日	後見	司法書士との複数後見
第2号	令和2年3月12日	後見	弁護士との複数後見
第3号	令和2年4月19日	後見	司法書士との複数後見
第4号	令和2年9月2日	補助	社会福祉士との複数後見
第5号	令和2年11月17日	後見	弁護士との複数後見
第6号	令和2年11月18日	保佐	社会福祉士との複数後見
第7号	令和2年12月4日	後見	弁護士との複数後見

「市民のための成年後見制度」講演会を開催しました

「暮らしに活かそう成年後見制度」をテーマに、12月14日（月）、講演会を開催しました。会場となったビッグルーフ滝沢（滝沢市下鶴飼）には、早朝からの大雪による交通混雑にもかかわらず70名ほどの方々のご参加をいただきました。

講師の石橋乙秀氏（弁護士、特定非営利活動法人成年後見センターもりおか理事長）は、成年後見と私たちの生活の関りについて、次のような点を強調して話されました。

【講演 ～抜粋～】

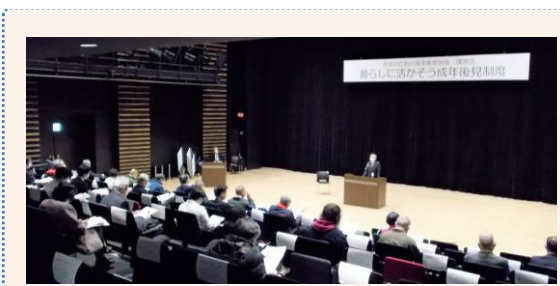
成年後見制度は、判断能力が不十分な成年者を守る、支援する制度です。未成年者には別の制度があります。認知症、知的障がい、精神障がいなどの方が制度の対象となり、生活・財産を守るものです。制度が「財産を守る」ものという考えが流布されている感がありますが、生活を守る、本人を守る制度です。

高齢者は家族がいるから、守ってくれるから大丈夫と
思っていないだろうか。家族が代理人となることができるのだろうか。
本人が施設に入るにしても契約する判断能力がないと駄目なのです。契約する能力がなくなったら後見を使わないといけない。日本の制度は、そのような仕組みになっています。

例えば、介護保険サービスは、契約によっています。サービス計画に
印鑑を押すのは本人。判断能力がないと押せない。困ってしまうことになり
ます。

そこに後見の役割があります。制度は、介護保険と同時に始まりました。

本人の意思に基づいてサービスを利用する、利用するには本人の意思に
基づいて契約をする、そのことが最も大切なのです。



本人の意思
の尊重が
一番大事



盛岡家庭裁判所の連絡協議会に出席しました

12月8日に盛岡家庭裁判所の主催による「家事関係機関との連絡協議会」が開催され、当センターも出席しました。今回の会議は、新型コロナウイルス感染防止のため、盛岡家庭裁判所と各支部をテレビ会議システムで行われました。（各市町村は、盛岡家庭裁判所もしくは最寄りの支部に参集し、参加）

裁判所からは、成年後見関係事件の概況（H31年1月～R元年12月）について説明があり、その後、当センターでは、盛岡市の担当者と共に開所からこれまでの活動状況について、報告しました。特に成年後見制度が「利用しやすく、利用してよかった」を実感できるよう、①問題・異変の早期発見、②本人の意思の尊重、③身上保護の重視の3点を基本目標に掲げ、業務に取り組んでいる旨をお伝えしました。

会議では、県内各市町村における中核機関設置や地域のネットワークの構築に向けた動きについて、情報交換も行われました。また、利用支援事業（報酬助成）の状況や成年後見制度と日常生活自立支援事業の連携などについても意見交換が行われました。

盛岡家庭裁判所からは、成年後見制度利用促進基本計画（H29.3閣議決定）のもとで、現実に直面しているニーズにあった対応ができるようネットワークを活用し、後押しができていけばとのお話がありました。

※資料「成年後見関係事件の概況」より抜粋 ～5市町の成年後見制度の利用者数～ R元年12月末日

市町名	後見	保佐	補助	計	任意後見
盛岡市	366	83	16	465	4
滝沢市	41	14	1	56	—
雫石町	25	10	1	36	—
紫波町	28	3	—	31	—
矢巾町	63	2	1	66	—
計	523	112	19	654	4

成年後見人等の報酬に関するアンケート調査実施中

認知症や障がいなどのため自らが判断をすることに不安をもっている方が住み慣れた地域で生活する支えとして成年後見制度が「利用しやすく、利用してよかった」と言われるような仕組みとなることが求められています。

当センターでは、成年後見制度の利用の課題の一つとされている報酬の実態について、盛岡広域（盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町）における状況等を調査することとしました。

具体的には、岩手弁護士会様、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート岩手支部様、一般社団法人岩手県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ岩手様にご協力をいただき、盛岡広域内にお住いの弁護士、司法書士、社会福祉士の皆さまに各団体を通じて調査票を送付させていただきました。

回答期限は12月25日とさせていただきます。お忙しい中、既に多くの皆様から回答をお寄せいただいているところです。調査結果は、当紙面においてもお伝えしていきたいと思っております。

講演会のお知らせ ～テーマ「身上保護と意思決定支援を重視した成年後見」～

主に専門職の方を対象に、身上保護と意思決定支援をテーマにした講演会を開催予定です。

講師は、幅広く権利擁護活動に取り組んできたソーシャルワーカー（社会福祉士）の池田先生です。

先生は、長年、「本人中心主義」の実現に取組み、厚労省の「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」等の作成にも携われました。

日時：令和3年2月12日(金)13時30分～15時00分

会場：岩手教育会館多目的ホール

講師：池田 恵利子 いけだ権利擁護支援ネット代表

成年後見制度の相談を行っています。

- ・制度を利用したいので内容を詳しく知りたい
- ・申立てをしたいがどのように進めていけばよいか
- ・親族後見人になったが事務処理に不安がある など

お気軽にご相談ください。

相談方法 ① 電話相談

② 来所相談（具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。）

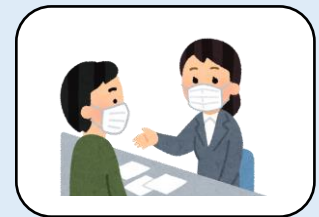
③ 出前相談（来所が難しい場合は、施設等へ出向くことも可能です。）

相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで

※来所相談や出前相談をご希望の場合は、事前に連絡をお願いします。

電話 019-626-6112 FAX 019-656-0612

※相談にお車でいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、1時間を限度として駐車券を差し上げます。



盛岡広域成年後見センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号

（岩手教育会館2階）

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://www.koukennet.org>

